

指定居宅療養管理指導の運営規定

つばいグループが開設する薬局が実施する指定居宅療養管理指導または指定介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

（名称及び所在地）

第3条 指定居宅療養管理指導等を実施する事業所の名称及び所在地
ホームページ上の「店舗紹介」にて、確認することができる。

（従業者の職種、員数）

第4条 指定居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ・ 従事する薬剤師の数は居宅療養管理指導等を行う利用者数及び保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- ・ 常勤の管理者1名を配置する。
但し業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

（指定居宅療養管理指導の種類）

第5条 薬剤師による居宅療養管理指導等とする。

（居宅療養管理指導等の内容）

第6条

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし

薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。提供した居宅療養管理指導等の内容については、記録を行い保存する

(営業時間)

第7条 居宅療養管理指導等の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 当事業所の営業時間は、ホームページ上の「店舗紹介」にて確認することができる。

② 利用者には営業時間外の連絡先も掲示する

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月28～1月3日）を除きます。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 サービスの利用料は、以下の通りです。

① 居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いた服薬指導 (居宅療養管理指導と同日に行った場合を除く)を行った場合(1月に1回に限り)	45円/回	90円/回	135円/回

・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回、月8回まで。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割り負担の方は300円が

①に加えられます。

③医療用麻薬持続注射療法を行っている場合

1回につき1割負担の方は250円、2割負担の方は500円、3割り負担の方は750円が

①に加えられます。

④ 在宅中心静脈栄養法を行っている場合

1回につき1割負担の方は150円、2割負担の方は300円、3割り負担の方は450円が

①に加えられます。

⑤離島や中山間地域等でサービスをご利用の場合

・離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に15%が加算されます。

- ・中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に10%が加算されます。
- ・離島や中山間地域等に居住する方へのサービス提供に関しては、①の月の利用の合計金額に5%が加算されます。

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

(苦情処理)

第9条 苦情処理のための措置の概要

1. 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口、担当者の設置

- ①相談や苦情に対応する常設の窓口として、担当者を設置している。
- ②担当者不在の場合であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるよう指導するとともに、担当者には内容を引継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるよう配慮している。

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ①苦情があった場合は直ちに利用者等と連絡をとり、事情を聞き、苦情の内容を把握する。
- ②担当者は、その場で対応可能なものであっても、管理者と相談した上で利用者に対応する。
- ③管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情の処理に向けた検討会を行う。
- ④検討会議の結果を基に、処理結果をまとめ、管理者は原則として翌日までに具体的な対応を指示する。
- ⑤苦情処理台帳を作成し、苦情処理の結果を記載するとともに、再発防止に役立てる。

(その他運営に関する留意事項)

第10条

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は当薬局が定めるものとする。

【指定居宅サービス事業者】

豊臣調剤薬局・オレンジ調剤薬局・名駅調剤薬局

坪井調剤薬局乾店・あさい薬局浦里店・大当郎調剤薬局・あたご調剤薬局